

平成29年12月開催松野町農業委員会定例総会会議録

1. 開催の日時及び場所

日 時 平成29年12月 8 日（金） 17時00分より
場 所 町民センター 1階 研修室

2. 会議構成員（農業委員）現在総数 13名

出席：11名 欠席：2名

3. 農業委員出席者氏名

役職名	議席番号	担当地区	氏 名	出欠
会長	1	松 丸	山口 尊	出席
副会長	2	—	矢野 千津	出席
	3	豊岡前	毛利 彰男	出席
	4	—	長谷 信昭	出席
	5	上家地	村田 和宏	出席
	6	延野々	谷中 邦喜	出席
	7	目 黒	河野 繁禧	出席
	8	—	松比良八重子	出席
	9	奥野川	品田 壽和	出席
	10	豊岡後	関本 五郎	欠席
	11	富 岡	加賀田幸二	出席
	12	吉 野	太田 善英	欠席
	13	蕨 生	岡本 博	出席

その他出席者

農地利用最適化推進委員出席者

区域	氏 名	出欠
松丸地区、延野々地区、 豊岡後地区、豊岡前地区	小林 健一	出席
	藤藪 守	出席
富岡地区、上家地地区、目黒地区	井上 優二	出席
	橋田 忠弘	出席
吉野地区、蕨生地区、奥野川地区	酒井 茂	出席
	金谷 純一	出席

農業委員会事務局
農業委員会事務局長 小西 亨
農業委員会事務局次長 石田 和弘
農業委員会事務局主任 赤松 和昭
農林振興課主任 細川 洋一

4. 議長選出他

議長 山口 尊
会議録署名委員 加賀田幸二
岡本 博
会議書記 赤松 和昭

5. 閉会の日時

平成29年12月8日（金）17時23分

6. 議事日程

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農用地利用集積計画（案）の承認について
議案第3号 荒廃農地の農地・非農地の判断について
議案第4号 農業振興地域除外申請に伴う意見決定について

7. 会議の概要

小西事務局長

定刻となりましたので只今から松野町農業委員会定例総会を開催させていただきます。まず山口会長よりご挨拶を申し上げます。

山口会長

皆さんこんにちは。本日はいつもより遅い定例総会の開催にさせていただきます。その理由はすでにご案内させていただいておりますとおり、この後に忘年会を開催させていただくためでございます。また、懇親を深めて、一年間のご苦勞を少しでも癒していただければ幸いです。寒い中にも関わりませず、多くの委員さんにご参加いただき会が開催出来ますこととお礼申し上げて、円滑な議事運営にご協力いただくことをお願い申し上げます。

それでは議事に入る前に議事録署名委員の指名させていただきます。11番の加賀田幸二委員と13番の岡本博委員にお願いしたいと思います。それでは報告事項に入ります。何かありませんか。

報告事項は無いようですので、議事に入りたいと思います。議案第1

号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。受付番号3番の案件について、説明を求めます。

赤松主任

資料4ページをお開き下さい。受付番号3番、申請地松丸〇〇〇番、田、面積35㎡、松丸〇〇〇番、田、面積89㎡、松丸〇〇〇番、田、面積3.28㎡、一体利用地松丸〇〇〇番、宅地、233.46㎡です。利用状況は一毛田、用途は自己住宅、図につきましては5ページをご参照下さい。申請者といたしまして借受人は宇和島市柿原甲〇〇〇番地の〇〇〇〇さん、貸渡人が松野町大字松丸〇〇〇番地の〇〇〇〇さん、転用の事由といたしまして借受人は民間の賃貸住宅で妻と子ども1人の合計3人で同居しているが、手狭になっており将来の生活設計が出来ないので自己住宅を建築したい。申請地の近隣には親も居住しており、最適地であると思われる。貸渡人は、借受人の要望により貸し渡したい。

転用申請農地等の詳細といたしまして、当該農地はJR松丸駅から300メートル以内の位置にあり、原則転用許可をすることができる第3種農地に該当し、転用許可止むを得ない案件だと思われます。松丸74番3の一部についてはすでに宅地への進入路へ転用してあり、違反転用事案となっているため、申請者から始末書が提出されております。以上です。

山口会長

説明が終わりましたが、ご意見等ございませんか。無いようですが、原案の通りご承認いただけますか。

(会場)

※会場から「はい」の声あり。

山口会長

それでは承認決定をさせていただきます。続きまして議案第2号「農用地利用集積計画(案)の承認について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

赤松主任

はい。資料7ページをお開きください。

受付番号81番、貸人が豊岡〇〇〇番地の〇〇〇〇さん、借人が豊岡〇〇〇番地の〇〇〇〇〇さん、申請地は豊岡〇〇〇番、地目は田、面積は544㎡、豊岡〇〇〇番、地目は田、面積は1,625㎡の計2,169㎡です。賃貸借で6年間の申請が出ております。図につきましては8～9ページをご参照ください。

受付番号82番、貸人が豊岡〇〇〇番地の〇〇〇〇さん、借人が豊岡〇〇〇番地の〇〇〇〇〇さん、申請地は豊岡〇〇〇番、地目は田、面積は1,499㎡、豊岡〇〇〇番、地目は田、面積は128㎡、豊岡〇〇〇番、地目は田、面積は560㎡、豊岡〇〇〇番、地目は田、面積は1,397㎡の計3,584㎡です。賃貸借で6年間の申請が出ております。図につきましては10ページをご参照ください。

受付番号83番、貸人が豊岡〇〇〇番地の〇〇〇〇さん、借人が豊岡〇〇〇番地の〇〇〇〇〇さん、申請地は豊岡〇〇〇番、地目は田、面積は1,423㎡、豊岡〇〇〇番、地目は田、面積は883㎡、豊岡〇〇〇番、地目は田、面積は862㎡の計3,024㎡です。賃貸借で5年間の申請が出ております。図につきましては11ページをご参照ください。

受付番号84番、貸人が目黒〇〇〇番地の〇〇〇〇さん、借人が目黒〇〇〇番地の〇〇〇〇〇さん、申請地は目黒〇〇〇番、地目は田、面積は920㎡、目黒〇〇〇番、地目は田、面積は171㎡、目黒〇〇〇番、地目は田、面積は555㎡、目黒〇〇〇番、地目は田、面積は312㎡、目黒〇〇〇番、地目は田、面積は1,782㎡、目黒〇〇〇番、地目は田、面積は2,031㎡、目黒〇〇〇番、地目は田、面積は1,979㎡の計7,750㎡です。賃貸借で10年間の申請が出ております。図につきましては12ページをご参照ください。

受付番号85番、貸人が吉野〇〇〇番地の〇〇〇〇さん、借人が延野々〇〇〇番地の〇〇〇〇〇さん、申請地は吉野〇〇〇番、地目は田、面積は560㎡、吉野〇〇〇番、地目は田、面積は164㎡の計724㎡です。賃貸借で9年11ヶ月間の申請が出ております。図につきましては13ページをご参照ください。

今回農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成が申し出られた内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の認定要件を備えているものと思われます。以上です。

山口会長

これにつきましてはいかがでしょうか。何かご質問、ご意見等はありませんでしょうか。それでは承認していただけますでしょうか。

(会場)

※会場から「はい」の声あり。

山口会長

それでは議案第2号については、承認していただきましたので次に進めさせていただきます。続きまして、議案第3号「荒廃農地の農地・非農地の判断について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

赤松主任

今年の8月から9月にかけて農業委員さんと推進委員さんで農地の利用状況調査を実施していただきました。その結果、B分類に該当する、具体的には再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農業委員会として非農地にするのか否かの意見決定をしていただけたらと思います。

B分類に該当すると判断した農地については、その年の内に非農地判断をし、所有者等に通知する事が望ましいとされております。24ページをお開きください。B分類に該当すると判断された農地は田 255 筆 134,013.05 m²、畑 344 筆、180,868.24 m²、合計 599 筆、314,881.29 m²です。今回非農地の意見決定をしていただきましたら、所有者に非農地通知書を発送すると同時に、町の固定資産税の担当課と農政の担当課、愛媛県、宇和島法務局に一覧を送付させていただきます。法務局の登記地目については申請しなければ変更されませんので、所有者等に対して変更登記をお願いさせていただきます。

今回、非農地判断がなされた農地については、農業委員会が管理する

農地台帳から除外いたします。昨年度同様、所有者等の意向は基本的に事前に確認をしておりますので、もし農地として活用するといった意向が所有者から表明された場合には、農業委員会が農地として判断できる状況に復旧していただき、それが確認出来れば農地台帳に再編入するという手続きをとりたいと考えております。

対象農地については15ページから載せさせていただいておりますが、かなりの筆数もありますし、すでにお目通しいただいていることと思いますので、農地の詳細の説明は省略させていただきます。

それではご審議をお願いいたします。以上です。

山口会長

ただいま事務局より説明がありましたが、事前に資料を配布して内容についてご確認いただいていると思いますので、審議に入ってよろしいでしょうか。

(会場)

※会場から「異議なし」の声あり。

山口会長

異議無しの声をいただきましたので、審議に入りたいと思います。ご意見はありませんでしょうか。

8月から9月にかけて行った利用状況調査の結果を集計したものになっておりますので、担当委員さんにも確認いただいている内容でございますので、原案のとおりご承認いただいでよろしいでしょうか。

(会場)

※会場から「はい」の声あり。

山口会長

それでは議案第3号については、承認していただきましたので次に進めさせていただきます。続きまして、議案第4号「農業振興地域除外申請に伴う意見決定について」を議題といたします。農林振興課の担当職員に説明を求めます。

細川主任

農林振興課で農業振興地域整備計画等の担当をしている細川と申します。資料は122ページをお開きください。今回の計画の変更につきましては営農者等より申し出があり、2件の計画変更案が出ており、それについて農業委員会としてご意見をいただけたらと考えております。1件は農業振興地域からの除外の案件で、申出者は蕨生〇〇〇番地在住の〇〇〇〇〇〇さんで変更理由として、申出者は現在水稲と露地野菜栽培を中心とした農業を営んでいるが、農業用倉庫及び併設している住宅への進入路等がないため、今回、農地の一部を分筆し進入路と駐車場の整備を計画したものであります。申出地は蕨生〇〇〇番、現況地目は宅地、登記地目は畑、面積は申し出部分が135㎡、全体の登記面積が319㎡、用途区分は農地、変更理由は進入路及び駐車場となっております。所見としては、当申出地は、農用地区域の周辺部に位置していることから、農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼす恐れはない。また、農用地を分筆しその一部を転用することから、今後の営農に十分配慮されていると考えられる。

もう1件は農業振興地域への編入の案件で、申出者は吉野〇〇〇番地在住の〇〇〇〇〇〇さんで変更理由として、当該地は集団的農地に隣接しており、周辺農地と一体的に農業生産の振興と保全を図るために農用地区域に編入する。申出地は吉野〇〇〇番、現況地目は田、面積は500㎡、用途区分は農地、変更理由は農用地区域への編入となっております。所見としては、良好に管理された集団的な水田に隣接している優良な農地であり、周辺農地と一体的に農業上の利用を確保する。また、当該地を農用地として利活用することにより、農用地の集団化、農作業の効率化が促進される。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議いただき農業委員会としてのご意見を決定していただきますようお願いいたします。以上です。

山口会長

説明が終わりましたが、ご意見等ございませんか。無いようでしたら、

異議なしということで農業委員会の意見を決定してよろしいでしょうか。

(会場)

※会場から「はい」の声あり。

山口会長

それでは議案第4号については、承認していただきましたので次に進めさせていただきます。以上で予定されていた議案が全て終了いたしましたのでその他に移ります。委員さんや事務局から何かありませんか。無いようでしたら、以上で閉会をさせていただきます。ありがとうございました。